

公 示

公示第 8 3 号

一般乗用旅客自動車運送事業の最高乗務距離の指定地域及び最高限度について

旅客自動車運送事業運輸規則第 2 2 条第 1 項の規定による地域及び第 2 項の規定による乗務距離の最高限度を下記のとおり定めたので公示する。

平成 2 1 年 1 1 月 9 日

北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子

記

1. 指定地域

新潟交通圏（新潟市 A（新潟市のうち、平成 1 7 年 3 月 2 1 日合併前の新潟市及び平成 1 7 年 3 月 2 1 日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域）、北蒲原郡聖籠町の区域）

2. 乗務距離の最高限度

1 乗務（出庫から帰庫までの連続した勤務をいう。）当たりの乗務距離の最高限度は次のとおりとする。

ただし、高速自動車国道及び自動車専用道路を走行した場合には、その走行距離を考慮することとする。

なお、この場合には、乗務記録に高速自動車国道等の路線名、走行区間、走行距離、走行時刻、料金を記録することとする。

隔日勤務運転者 3 5 0 km

日勤勤務運転者 2 5 0 km

附 則（平成 2 1 年 1 1 月 9 日付け公示第 8 3 号）

本公示は、平成 2 1 年 1 1 月 1 6 日から適用する。